

文化庁 令和3年度「食文化機運醸成事業」よくある質問とその答え（100年フード）

| 分類 | 番号 | 質問 | 回答 |
|--------------|----|--|--|
| 公式ウェブサイトについて | 1 | 公式ウェブサイトの掲載情報の変更は可能ですか。 | 事実と異なる情報の訂正は可能です（認定団体ウェブサイトのURL変更など）。100年フード食文化名や紹介文の訂正は事実齟齬がある際にご連絡ください。個別対応いたします。 |
| 認定の期間について | 2 | 認定は更新制ですか。認定期日はありますか。 | 2022年度以降の事業の予定は現時点で未定となります（2022年5月時点）。 |
| 広報活動について | 3 | プレスリリースについて事前に文化庁の事前確認は必要ですか。 | 文化庁の事前確認は必要ありません。認定団体の管理のもと、積極的な情報発信をお願いします。 |
| | 4 | 広報活動における文言において気を付けるべき点はありますか。 | 認定の表現について下記に留意してください。 例示) 誤：文化庁が【認定 食文化名】を認定した。 正：文化庁「100年フード」事業において【認定 食文化名】が認定された。 ※【認定 食文化名】には公式ウェブサイトに記載のある正しい表記を記載してください。 |
| ロゴマーク利用について | 5 | 商品へのロゴ使用は可能ですか。 | 可能です。「100年フードロゴマーク使用の手引き」に則り、ご活用ください。また、使用報告の提出をお願いします。 |
| | 6 | 認定団体がロゴマークを使用する場合、事前届け出は必要ですか？ | 認定団体が使用する際は事前届け出は必要ありません。使用報告の提出をお願いします。 「100年フードに認定された食文化の継承・振興の取組を推進するため、認定団体が必要と認める地方公共団体、団体、個人」の使用においては、認定団体に対して事前届け出が必要です。認定団体による管理のもと、文化庁へ使用報告を行ってください。 |
| | 7 | 認定団体に所属する会員によるロゴマークの利用は可能ですか。 | 可能です。認定団体の管理のもと、「100年フードロゴマーク使用の手引き」に則り、ご活用ください。また、使用報告の提出をお願いします。 |
| | 8 | ロゴマーク使用報告はどのように行えばよいですか。報告様式やひな形はありますか。 | 本サイトの「100年フードロゴマーク使用報告」に掲載されているフォーム又はワードファイルをご活用ください。 |
| | 9 | 認定団体から旅行会社へ発行依頼をしているパンフレットにロゴマークを入れることは可能ですか。 | 可能です。認定団体の管理のもと、「100年フードロゴマーク使用の手引き」に則り、ご活用ください。また、使用報告の提出をお願いします。 |
| 認定宣言フォームについて | 10 | 認定団体に所属する会員店舗で利用する際、各店舗で個別の商品写真を写真箇所に記載することは可能ですか。 | 100年フードは、地域で世代を超えて受け継がれてきた食文化を認定するものですので、個別の店舗・商品の写真を記載することは適切ではありません。 |
| | 11 | 認定宣言フォームの使用報告はロゴマーク同様に必要ですか。 | 必要ありません。 |